

施設基準等院内掲示

当院は以下の施設基準について、地方厚生局に届出を行っています。

- ①＜機能強化加算＞
- ②＜電子的診療情報連携体制整備加算＞
- ③＜在宅医療 DX 情報活用加算＞
- ④＜一般名処方加算＞
- ⑤＜地域包括診療加算＞
- ⑥＜外来・在宅ベースアップ評価料＞
- ⑦＜物価対応料＞

①＜機能強化加算＞

当院では、「かかりつけ医」機能を有する病院として、機能強化加算を算定しており以下の取り組みを行っております。

- ・受診されているほかの医療機関や処方されている医薬品を把握させていただくため、お薬手帳のご提示やご質問をさせていただく場合がございます。
- ・必要に応じて、専門医師や専門医療機関をご紹介します。
- ・健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- ・福祉・保健サービスに係る相談に応じます。
- ・診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。
- ・業務継続計画（BCP）を策定し、災害等の緊急時にも診療を継続できる体制を整えています。

②＜電子的診療情報連携体制整備加算＞

当院では、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報・薬剤情報等を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。

また、電子処方箋の発行および診療情報共有サービスを活用し、質の高い診療を行うための十分な情報を取得・活用して診療を行っています。

マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

③＜在宅医療 DX 情報活用加算＞

当院は、居宅同意取得型のオンライン資格確認等、システムにより取得した診療情報などを活用して、計画的な医学管理の下に訪問診療を実施しております。

また、マイナ保険証を促進するなど、医療 DX を通じて医療を提供できるように取り組んでおります。

電子処方箋の発行及び電子カルテ共有サービスなどの医療 DX にかかる取り組みを実施しております。

④＜一般名処方加算＞

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

⑤＜地域包括診療加算＞

当院では、患者様の健康相談・予防接種に係る相談を受け付けております。

患者様の状態に応じ、28日以上 of 長期投薬を行っております。また、希望があればリフィル処方箋を交付することもできます。

介護保険制度の利用等に関する相談を行っており、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談にも対応します。

⑥＜外来・在宅ベースアップ評価料＞

当院では、勤務する職員の賃金改善を実施するため、外来・在宅ベースアップ評価料を算定しています。

※ 本加算は、医療機関に勤務する職員（医師、看護師、事務職員等）の処遇改善を目的とした診療報酬上の評価です。

⑦＜物価対応料＞

令和8年6月の診療報酬改定に伴い、物価高騰への対応として「物価対応料」が新設されました。初診・再診時に所定の点数が加算されます。